

仕 様 書

1. 業務名

水銀使用廃製品処理業務

2. 業務目的

本業務は、市内家庭から排出される水銀使用廃製品について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等及び、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（平成27年12月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 以下「水銀ガイドライン」という。）に基づき適正に処理することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、安全・安心で安定的なごみ処理の確保及びリサイクルの推進に資することを目的とする。

3. 履行場所

本市が指定する場所

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 契約方法

複数単価契約

6. 業務内容

（1）処理対象品目

- 本業務の対象とする家庭から排出される水銀使用廃製品の品目（以下「処理対象品目」という。）は、以下のとおりとする。
 - ①蛍光管（蛍光管型LED及びハロゲンランプ等を除く）
 - ②水銀使用電池等（詳細は下記の通り、以下「水銀使用電池等」という）
 - ・水銀使用電池（ボタン電池、充電式電池も含む。）
 - ・水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
 - ・液体水銀、水銀試薬その他の水銀含有廃棄物

（2）予定数量及び性状等

- 処理対象品目の予定数量は、次のとおりとする。なお、予定数量は概算であり、増減することがある。その場合でも、単価の見直し等は行わない。
 - ①蛍光管 28,536 k g
 - ②水銀使用電池等 81,241 k g
- 本市は、処理対象品目の正しい排出方法について市民に啓発を行い、適正排出の徹底を図るが、受注者は、処理対象品目が市民からの分別排出であることに鑑み、社会通念上妥当と認められる範囲において、その性状及び品質の変動及び異物の混入があることについて、異議を唱えないものとする。

(3) 处理対象品目の受入れ

- 受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下同じ。）は、受注者の所有する受入れ施設（ただし堺市内又は隣接市内に限る。）において、本市が収集した処理対象品目の搬入を随時受け入れること。ただし、受注者の営業日及び営業時間内に限る。なお、年度内の最終受入可能日は令和9年3月24日（水）とする。
- 搬入及び受入れにあたり必要な資材等については、本市が指定する数量を全て受注者にて用意し、必要に応じて本市及び本市が委託した収集業者に貸し出すこと。
- 本市は、受注者の受入れ施設への搬入にあたり、受注者の所有する受入れ施設内のトラックスケールで計量を行うこととし、受注者は、受入れ日、受入れ品目、受入れ量が記載された計量伝票を発行し、本市に1部引渡すこと。

(4) 処理対象品目の処理

- 受注者は、受け入れた処理対象品目について、受注者が所有する処理施設において、水銀ガイドラインに適合する方法により、破碎等の必要な処理を行うとともに、金属類、ガラス類、炭素棒、水銀等についてできる限り再資源化を図ること。
- 受注者は、受入れ施設以外の処理施設において上記処理及び再資源化を行う場合は、受注者自らが適正に運搬すること。
- 上記処理及び再資源化を行う際に発生する残渣については、受注者自らが適正に処理・処分すること。
- 受注者は、有価物を他の事業者に売却する場合は、事前に本市の承認を得て、再商品化を図れる事業者に売却すること。

(5) 業務実績の報告

- 受注者は、処理・処分及び再資源化の内容及び量の記録を書面により本市に報告しなければならない。

(6) その他

- 処理対象品目の所有権は、本市が受注者の所有する受入れ施設に搬入し、受注者が受け入れた時点で受注者に帰属する。
- 本市は、本業務に関して法令上又は業務上必要があると認めるときは、受注者の業務履行に立合い、受注者の事務所等に立入り、又は書面により報告を求めることができる。この場合において、受注者は、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。
- 受注者は、本業務の実施にあたり、事故防止に努めるとともに、万一事故その他不測の事態が発生した場合は、必要な措置を講じたうえで、速やかに本市担当者に報告し、その指示に従うこと。

7. 提出書類

- 業務着手届 → 1部 履行開始後、速やかに提出
- 業務責任者届 → 1部 契約後、速やかに提出
- 業務実施計画書 → 1部 契約後、速やかに提出
 - ・ 緊急連絡体制表
 - ・ 水銀使用廃製品処理フロー
- 共同企業体協定書の写し
- 誓約書（堺市暴力団排除条例）※
※各誓約書は、共同企業体の構成員すべての代表者の分を提出すること
- 誓約書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）※
※各誓約書は、共同企業体の構成員すべての代表者の分を提出すること
- 業務完了届 → 1部 毎月の業務完了後、速やかに提出
- 月毎の受入実績を示す書類 → 1部 毎月の業務完了後、速やかに提出
- その他監督員が必要と認めるもの

8. 留意事項

- 受注者は、本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等を遵守すること。
- 受注者は、対象品目について、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（平成27年12月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づき適正に処理すること。
- 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
契約期間終了後も同様とする。
- 本業務の履行に必要な費用は、全て受注者の負担とする。また、本業務が起因となり、受注者の機材に損害が生じた場合や、受注者の業務従事者が負傷等した場合においても、その損害の回復、負傷等の治療に要する費用等については受注者の負担とし、本市は責任を負わない。
- 本業務について、法令等の改廃、堺市一般廃棄物処理計画の改定等の変更が生じる場合、本市と受注者とで速やかに協議し、業務内容の変更又は見直しを行うものとする。
- 本業務の契約期間内に、経済情勢の激変等により契約単価が著しく不適当であると認められる場合は、本市と受注者とで速やかに協議し、これを改定することがある。
- 本業務は、本市が発注を予定している関連業務の契約が成立することを前提に発注している業務であるため、後発の関連業務の契約が成立しない場合は、本市と受注者とで協議のうえ、本業務の契約を解除する場合がある。
- 堀市契約関係暴力団排除措置要綱に関する事項は「別紙1」のとおりとする。
- この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、自己解釈することなく、本市とその都度協議のうえ決定すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

2. 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。